

奈良県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三一一号
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
3 1 1	吉野郡十津川村 大字竹筒一三四 番一三先から 吉野郡十津川村 大字竹筒六六〇 番一先（県境） まで	前			
		A	四・三 ） 九一・五	二、三〇七・ 三	大洞橋 L 〓 一九・〇 m 竹筒橋 L 〓 六八・八 m 無名橋 L 〓 四・三 m
		B	九・四 ） 一〇五・七	二、一三五・ 六	竹筒第一橋 L 〓 七三・〇 m 竹筒第二橋 L 〓 五一・五 m 葛山トンネル
			九・四	二、一三五・	

まで	番一先(県境)
	後
	B
一〇五・七	〃
	六
〇m (	〇m(内奈良 県側五五三・ L  六九九・